

《文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会におけるヒアリング》

「権利制限の一般規定」に関する意見

2009年9月18日

日本新聞協会新聞著作権小委員会

「権利制限の一般規定」は、論点があまりにも多岐にわたり、文化審議会法制問題小委員会内の議論においても、はっきりした方向性が見えていない。そのような段階において、日本新聞協会として、同規定導入の是非や見解を述べることは困難である。少なくとも導入の必要性がどのような背景で言われているのかについて、十分な情報が提供されて初めて議論できると考える。

したがって、本書の意見は日本新聞協会としての見解ではなく、同協会の新聞著作権小委員会において各社から出された意見を取りまとめたものであることを最初にお断りしておく。なお、同委員会では、権利者の立場から、「権利制限の一般規定」導入に否定的な意見が大勢を占めている。以下、「権利制限の一般規定」導入に関して、疑問および問題点を指摘しておきたい。

【問題点・疑問点】

（権利侵害の増加と権利者の訴訟負担）

『権利制限の一般規定があるから、記事利用は自由』と短絡的に誤解する人が増え、誤解のもとに著作権侵害行為が増える恐れがある。また、「権利制限の一般規定」を導入した場合、権利者が異議を唱えるためには訴訟などを提起することになるが、裁判費用の増大などが予想され、権利者側に新たな負担を強いることが懸念される。

（侵害紛争の把握・解決）

「権利制限の一般規定」導入の議論をするならば、国内でのインターネットなどにおける著作権侵害紛争の解決実態を把握した上で、侵害の有無の認定や紛争解決が容易に行われるような実効性ある制度を整備することについても、併せて議論することが不可欠だ。

（一般規定導入の狙いと影響）

「知的財産戦略本部」においては、「権利制限の一般規定」導入によって技術の進歩や新たなビジネスの出現に柔軟に対応できる法制度を目指すとしているが、例えば、どのような団体・業界によって、どのようなビジネスが創出できるのかなど、具体的に示していただきたい。

「権利制限の一般規定」を導入した場合、米国におけるグーグルによる書籍の無断デジタル化（ブック検索）のような行為が、国内でもグーグルに限らず行われる可能性がある。こ

のような事態が「新たなビジネスの出現」として想定されているのであれば、現行著作権制度の大転換につながりかねないのではないか。

(法体系などの違い)

そもそも、日本の法律は制定法に重きを置く大陸法系に属するのに対し、米国法はフェアユース法理の全体像が判例の積み重ねによって形成される英米法系に属している。法体系そのものが異なることから、「権利制限の一般規定」は日本になじみにくいと考える。新たな権利制限を加える場合には、従来通り、個別規定を設ければ対応は十分可能であり、一般規定を設ける必然性がどれだけあるのか疑問だ。

新聞協会新聞著作権小委員会としては、文化庁にメリット、デメリットについて十分な審議をしていただき、「権利制限の一般規定」導入には慎重な対応を望みたい。

以 上